

令和5年5月9日

保護者の皆様

岡崎市立生平小学校  
校長 尾崎 智佳

## 5類感染症への移行に伴う学校における感染症対策の変更について（お知らせ）

日頃から、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行したことに伴い、学校における感染症対策についても、下記のように変更させていただきます。各ご家庭においても、お子様の健康と安全を第一に考え、引き続き学校と連携をした感染症対策をお願いします。

### 記

#### 1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

##### (1) 平時（感染状況が落ち着いている）の場合

○健康観察、適切な換気、手洗い等の対策を引き続き実施します。

○清潔なハンカチとティッシュは毎日持ってくるようにお願いします。

○咳エチケットの指導は継続していきます。

○マスクの着用を求めないことを基本とします。

・マスクの着脱を強いることのないようにするとともに、児童の間でも着用の有無による差別・偏見などが無いように適切に指導します。

・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面等においては、別途対応をお知らせします。

○給食の配膳時、本校はほぼ全員が給食当番なので、マスクが必要です。週の初めに布マスクとマスク袋（マスクを入れる小さな袋）を持たせてください。当番活動後、マスク袋に入れて保管します。歯磨きコップなどといっしょに週の終わりに持ち帰らせます。不織布マスクの場合は、衛生上毎日交換をお願いします。

○給食などの食事をする場面においても「黙食」から以前のように戻していきます。

##### (2) 感染流行初期や流行時

○活動場面に応じて、次のような措置を一時的に講じます。

・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるようにします。

・触れ合わない程度の身体的距離を確保するようにします。

○地域や学校において流行している場合には、教職員がマスクを着用したり、児童に着用を促したりすることも考えられます。その場合には、学校から事前に連絡させていただきます。

## 2 出席停止及び臨時休業の措置について

### (1) 出席停止

- 感染が確認された者の出席停止の期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とします。お医者さんに相談の上、確認をお願いします。
- 出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、マスク着用をお願いします。
- 濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染していても、本人の感染が確認されていない場合は、出席停止をする必要はありません。心配な場合や気になる場合は、学校にご相談ください。

### (2) 臨時休業

- 子供の学びの保障の観点等に留意しつつ、学校の感染状況を考慮し、必要な範囲、期間において機動的に対応します。

## 3 登校前の検温チェック及び欠席連絡について

### (1) 登校前の検温チェックの取りやめ

- 毎朝、登校前に送っていただいていた朝の検温チェックは、明日10日(水)より取りやめます。お子様の健康状況や気になることがありましたら、連絡帳か電話で連絡をお願いします。

### (2) 欠席連絡について

- 今後、欠席連絡についてはこれまで通り8時10分までに、電話か連絡帳または、メールをお願いします。
- メールでの連絡の方法については、後日、プリントを配付します。

※この件に関する問い合わせは、生平小学校 教頭 神谷明良 (TEL 47-2547) をお願いします。